

日本歯科医学会規則施行細則

(制定の趣旨)

第1条 この施行細則は、日本歯科医学会規則（以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、これを定める。

(次期学会会長の選出)

第2条 次期学会会長は、現学会会長の任期の最終年度内に決定する。

附 則

この施行細則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この施行細則は、昭和60年4月1日より施行する。

附 則

この施行細則は、平成3年4月1日から施行する。